

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
54	年金生活者支援給付金の支給に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、年金生活者支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

### 特記事項

年金生活者支援給付金の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

大阪府堺市長

## 公表日

令和1年5月30日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	年金生活者支援給付金の支給に関する事務
②事務の内容	<p>「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、年金生活者支援給付金に関する事務を行う。</p> <p>①厚生労働大臣から求めがあったときは、必要な範囲内において、対象者及びその世帯員の所得情報等を提供する。            ②年金生活者支援給付金の支給に関する請求書等を受理し、厚生労働大臣（日本年金機構）へ報告（送付）する。</p>
③対象人数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10万人以上30万人未満</div> <div style="text-align: center;">               &lt;選択肢&gt;                1) 1,000人未満                2) 1,000人以上1万人未満                3) 1万人以上10万人未満                4) 10万人以上30万人未満             </div> </div>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民年金システム
②システムの機能	1.給付金支給候補対象者データを取込み、基礎年金番号・氏名・住所・生年月日等をキーにして、本人を特定させる。 2.該当した本人の所得情報及びその世帯の課税/非課税状況について情報編集し、収録する。 3.区役所窓口で年金生活者支援給付金請求書等を受理した場合、受付入力を行う。 4.区役所窓口で所得状況届を受理した場合、所得情報等を出力し、日本年金機構へ送付する。 5.日本年金機構から送付される、給付金に関する処理結果一覧を取込む。 6.対象者の給付金に関する請求及び結果情報の検索・照会を行う。
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（保険年金共通システム</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p>)</p> </div> </div>

システム2	
①システムの名称	保険年金共通システム
②システムの機能	<p>1. 国民年金システム、国民健康保険システム、障害者医療費助成システム、老人医療助成システム、ひとり親家庭医療費助成システム及び子ども医療費助成システム（以下、保険年金システムという。）の利用者及びアクセス権限を管理する機能。</p> <p>2. 共通基盤システムから連携した住基・税情報等を蓄積し、保険年金システムから参照させる機能。</p> <p>3. 他システムへ提供する情報を共通基盤システムへ連携する機能。</p> <p>4. システムに接続（アクセス）するパソコン、プリンタ等の機器を管理する機能。</p> <p>5. 金融機関等の各種マスタを管理する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等      [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 （ 保険年金システム ）</p>
システム3	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	<p>1. データ連携機能 住民情報系システム間で、定例に提供、利用しているデータ（住民の転出入データ等）を連携する機能。</p> <p>2. ウイルス対策機能 住民情報系システム全体のウイルス対策ソフトを統括し、ウイルス定義ファイルの配信を行う機能。</p> <p>3. ディレクトリサービス機能（Active Directory） システムを利用できるユーザや組織、コンピュータ等の情報とその属性を階層的に管理し、認証機能を提供する。</p> <p>4. 更新プログラム配布機能（Windows Server Update Services (WSUS)） 脆弱性等に対応する更新プログラムを配布、管理する機能。</p> <p>5. 文字管理機能 文字変換及び外字一元管理、外字配布を行う機能。</p> <p>6. 帳票出力機能 共通基盤印刷専用ソフトウェア（Interstage List Creator）により印刷を行う機能。</p> <p>7. 持ち出し制限機能 使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能。</p> <p>8. 生体認証機能 Windowsログイン認証前に生体（顔）による認証を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等      [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 （ 連携するシステムすべて ）</p>

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
年金生活者支援給付金ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法(改正法第七条改正後版)第九条第1項 別表第一の九十五
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">         &lt;選択肢&gt;          1) 実施する          2) 実施しない          3) 未定       </span>
②法令上の根拠	
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	健康福祉局 生活福祉部 医療年金課
②所属長の役職名	医療年金課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
年金生活者支援給付金情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市に住民登録がある公的年金受給者(年金生活者支援給付金の支給対象者)とその世帯員(過去に本市に住民登録のあった給付金支給対象者を含む)
その必要性	給付金支給対象となる条件に、所得情報と世帯課税状況が必要となるため
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	「個人番号」「その他識別番号」:対象者を正確に特定するために必要 「4情報」:年金生活者支援給付金事務にかかるデータ突合において必要 「地方税関係情報」:給付対象か否かを国が判断するために所得情報が必要 「年金関係情報」:基礎年金番号での本人特定や受付情報などを保管するために必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成31年1月
⑥事務担当部署	健康福祉局 生活福祉部 医療年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 日本年金機構 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	日本年金機構で給付金支給対象者であるか否かの審査を行うにあたり、本人を特定し所得情報等を把握する必要がある。	
④使用の主体	使用部署	健康福祉局 生活福祉部 医療年金課 及び 各区保険年金課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区窓口で受付けた、個人番号等が記載された年金生活者支援給付金請求書等を日本年金機構へ送付する。</li> <li>・日本年金機構から送付された、処理結果一覧表を管理する。</li> </ul>	
	情報の突合	本人の請求内容及び本人確認書類等と、住基情報又は税情報を突合し、請求者情報を確認する。
⑥使用開始日	平成31年4月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
委託事項1	システムの運用保守業務	
①委託内容	システムの運用保守業務を行うにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託する。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立製作所	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	事前に再委託先の商号又は名称、再委託する業務の内容、再委託する理由、その他発注者が必要とする事項を記載した書面をもって申請する。
	⑥再委託事項	業務の一部
委託事項2～5		
委託事項2	パンチ委託業務	
①委託内容	日本年金機構から送付される処理結果一覧表等、国民年金(給付金)システムに反映させる紙媒体上の情報を、パンチ委託によりデータ化してシステム内に取込む。	
②委託先における取扱者数	[ ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	未定	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	



<b>委託事項3</b>		統合利用番号連携サーバー、共通基盤システム等に関するシステム保守
①委託内容		統合利用番号連携サーバー、共通基盤システム等のパッケージアプリケーション保守作業、職員からの問合せに対する調査等を行う。
②委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	<p>業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。</li> <li>・再委託先事業者から委託先事業者へ提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。</li> <li>・再委託先従事者から再委託先事業者へ提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。</li> <li>・再委託先の業務従事者に対するセキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書を本市に提出すること。</li> </ul> <p>また再委託の許諾については本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。</li> <li>－再委託先が、業務の一部かつ専門的な作業であること。</li> <li>－再委託する作業内容を具体的に明記していること。</li> <li>－全部又は大部分の再委託でないこと。</li> <li>－再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。</li> </ul>
	⑥再委託事項	共通基盤システム保守業務及び統合利用番号連携サーバーにかかる随時作業及び運用設計作業
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣(日本年金機構)
①法令上の根拠	番号法第九条第1項別表第一 第九十五の項
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給にかかる審査・決定
③提供する情報	年金生活者支援給付金の支給にかかる審査に必要な所得等の情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給付金請求者及びその世帯員
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="radio"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	専用線で年1回、紙媒体で申請があった都度。



移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>&lt;堺市における保管場所&gt;</p> <p>1. 保管場所の態様</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条(サーバーの導入及び運用)に規定される「(1)サーバーは、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置しなければならない。」及び第11条(管理区域)に規定する「(1)水害対策及び確実な入退室管理を行うこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管場所は堺市役所本館9階にある無窓の電算機室に設置している。</li> <li>・電算機室内のサーバー等は、落下しないようにベルトを掛け、又はビス止めするなど転倒及び落下防止等の耐震対策を行っている。</li> <li>・電算機室に火災報知器や消火設備等を設置するなどの防火措置を行っている。</li> <li>・電算機室に漏水センサーを設置するなどの防水措置を行っている。</li> <li>・電算機室から外部に通ずるドアは最小限とし、入口には監視カメラを設置している。</li> </ul> <p>2. 保管場所への立入制限・アクセス制限</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条(サーバーの導入及び運用)に規定する「(4)操作の権限を有しない者に容易に操作されることがないように、サーバーに記録された情報の重要度に応じて設置場所への入室制限を行うなど適切な措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電算機室への入室は許可された者のみが必要な区画のみに立ち入るように制限し、ICカードによる入退室管理を行っている。</li> <li>・入室者は、電算機室に入室する場合、身分証明書等を携帯している。</li> <li>・あらかじめ入室許可を受けていないものが障害等の突発的対応によって電算機室に入る場合は、同室への入室を許可された職員等が付き添うものとし、外見上職員等と区別できるようにしている。</li> <li>・サーバー等は施錠できるラックに格納し、第三者による不正操作を防止している。</li> </ul> <p>3. 書類(紙)等の保管</p> <p>請求書類等は、特定個人情報の漏えい及び紛失防止のため、施錠可能な書庫に保管する。</p>
7. 備考	

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

**【個人名寄せテーブル】**

1 基礎年金番号、2 処理番号、3 氏名カナ、4 氏名漢字、5 生年月日、6 性別

**【支援給付金所得テーブル】**

1 レコード区分、2 市町村コード、3 年金保険者コード、4 通知内容コード、5 制度、6 作成日付、7 基礎年金番号、8 生年月日、9 性別、10 氏名カナ、11 氏名漢字、12 郵便番号、13 住所カナ、14 住所漢字、15 支援給付事務区分、16 所得証明対象年、17 所得証明年月日、18 所得情報設定表示、19 世帯課税区分、20 前年度公の年金支払額、21 前年所得合計、22 前年雑損控除、23 前年医療費控除、24 前年社会保険料控除、25 前年小規模企業共済控除、26 前年配偶者特別控除、27 前年免除所得、28 本人障害該当表示、29 本人特障該当表示、30 本人寡婦該当表示、31 本人寡婦特例該当表示、32 本人勤労学生該当表示、33 控対配扶養親族数、34 老人控対配扶養親族数、35 障害控対配扶養親族数、36 特障控対配扶養親族数、37 特定扶養親族数、38 16歳以上19歳未満扶養親族数、39 処理番号、40 検索用氏名カナ、41 検索用氏名漢字、42 世帯番号

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
年金生活者支援給付金情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;本人からの情報入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付窓口において、請求内容や本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の個人情報を入手することのないようにする。</li> <li>・窓口での請求内容や日本年金機構から送付される処理結果情報を国民年金システムへ入力した際は、出力した照合用リストにより、入力間違いがないか内容照合を行う。</li> </ul> <p>&lt;庁内連携による入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通基盤システムにより一元的に管理され、共通基盤システムへのセキュリティ対策も講じられているため、不適切な方法により入手することはできない。</li> </ul> <p>&lt;国民年金システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属長は、利用者抹消（人事異動、出向、退職等）の状況が発生した際は、速やかにユーザ削除の依頼を行うこと、権限者は速やかに削除の処理を行うよう運用ルールを定めている。</li> <li>・所属長がユーザ削除の依頼を行い、権限者はその内容を十分確認したうえで削除を行っている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	年金生活者支援給付金業務(国民年金システム)では宛名システムは使用しない。
リスクへの対策は十分か	<p>[ 特に力を入れている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>

	<p>具体的な管理方法</p>	<p>1. ユーザの認証方法          堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第3項に規定する「(9)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバーの操作方法を教示し、又は端末機若しくはサーバーの操作をさせないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>ユーザ認証は3段階で実施している。国民年金システムを利用するときは、まずWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行い、次に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行う二要素認証を実施している。次に、ログインした端末から国民年金システムを利用する際、ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。</p> <p>2. なりすましが行われなかったための対策          堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第4項に規定する「(1) 他人に自己の保有するIDを使用させないこと。」「(2) 自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」「(3) パスワードは、十分な長さのもので第三者が想像しにくいものとする。」「(4) パスワードは、定期的に変更すること」「(5) 端末機及びサーバーにパスワードを記憶させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDについて           <ul style="list-style-type: none"> <li>－職員等は、自己が利用しているIDを他人に利用させないこととしている。</li> </ul> </li> <li>・パスワードについて           <ul style="list-style-type: none"> <li>－職員等は、パスワードの照会等には一切応じない、パスワードのメモを机上等に置かない等の対策により、他者に知られないように管理している。</li> <li>－職員等は、パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいもののみを設定できるようにしている。</li> <li>－職員等は、パスワードが流出したおそれがある場合には、電算管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更している。</li> <li>－システムログイン時に、パスワードの変更を促し、以降定期的にパスワードの変更を要求している。</li> <li>－職員等はパスワードは定期的に変更し、古いパスワードを再利用しないこととしている。</li> <li>－複数の情報システムを扱う職員等は、同一のパスワードをシステム間で共有しないこととしている。</li> <li>－職員等の仮のパスワードは、最初のログイン時点で変更している。</li> <li>－職員等は、端末にパスワードを記憶させないこととしている。</li> <li>－職員等間でパスワード共有しないこととしている。</li> </ul> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは一定以上の長さとするのが必須となっており、自己により随時変更可能である。</li> <li>・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、初回パスワードは、初回ログイン時に強制的に変更している。</li> <li>・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは強制的に一定期間ごとに変更している。</li> <li>・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワード変更時は前回使用のパスワードに変更することはできないようになっている(継続使用不可)。</li> <li>・共通基盤システムのWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行うことにより、なりすましが行われにくいよう講じている。</li> </ul>
<p>その他の措置の内容</p>		
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 特に力を入れている ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている      2) 十分である          3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。
- ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。
- ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑止している。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[          定めている          ]          <選択肢> 1) 定めている    2) 定めていない
規定の内容	個人情報の取扱いについては、堺市個人情報保護条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。 (規定内容) ○契約終了又は解除された後においても秘密保持すること ○従事者に対して堺市個人情報保護条例で定める罰則の教示を行うこと ○個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと ○目的外の使用と第三者への提供の禁止 ○個人情報の返還と廃棄に関すること ○事故発生時の速やかな報告 ○契約事項の違反による損害賠償の担保
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[          十分に行っている          ]          <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている          2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない                                  4) 再委託していない
具体的な方法	再委託先は、その相手方、理由に本市の承認があるもののみを許可している。 また、委託先と同様の義務を負わせ、その遵守を監督することを委託契約書において特記事項として定めている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[          十分である          ]          <選択肢> 1) 特に力を入れている                                  2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--



5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）  提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ <input type="checkbox"/> 定めている ]      <選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・システムの仕様を定める際に関係各課と協議を行い、法令上の根拠等を確認した上でシステムを構築し、適切なタイミングで自動で提供する仕組みを構築している。随時で行う際も、その都度不適切な移転でないことを確認し、決裁行為を経たうえでやっている。 ・特定個人情報の提供・移転に関するルール(規程類)の詳細については、今後公布される政省令等の内容を踏まえて策定することを予定している。
その他の措置の内容	・入室権限を厳格に管理している電算機室にサーバーを設置し、情報の持ち出しを制限している。 ・共通基盤システムにおいて、個人番号管理ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、基本的に媒体接続は禁止しており、情報の持ち出しを制限している。
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている              2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)と各業務個別に連携I/Fを設けるのではなく、庁内の連携を連携サーバーに全て集約することで対策している。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	平成29年4月10日(月)から運用を開始した電子メールの誤送信防止システムにおいて、「BCC」に記入されたメールアドレスを誤って「TO」に自動的に変換するよう設定していた。そのため、4通の電子メールが本来「BCC」に記入して送信されるどころ、「TO」に変換され、受信者にすべてのメールアドレスが表示される形で送信された。結果、219件のメールアドレスを流出させたもの。		
再発防止策の内容	システムに求めている要件、システム設定内容及びテスト結果の確認を徹底する。		
その他の措置の内容	関係規定の整備 メール送信によるインシデント発生を防ぐため、個人情報を含む重要な情報を送信する際のメール使用の是非を慎重に判断するよう関係規定(堺市情報セキュリティポリシー)を改正した。		
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[    ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [ <input checked="" type="radio"/> ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;堺市における措置&gt;</p> <p>1. 教育・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回、J-LISの「e-Learningによる情報セキュリティ研修」を実施し、本市における、個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。</li> <li>・年1回、各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「情報セキュリティの普及・啓発に係る取組み」に必要な知識の習得を目的とした研修を実施している。</li> <li>・毎年度、新任管理職及び新規採用の職員等を対象とした、情報セキュリティに関する研修を実施している。</li> <li>・職員および事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。</li> </ul> <p>2. 違反行為を行った職員に対する措置</p> <p>堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。</li> </ul>
<b>10. その他のリスク対策</b>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	堺市 市長公室 広報部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 電話番号:072-228-7439
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受付ける。
③法令による特別の手続	特になし
④個人情報ファイル簿への不記載等	特になし
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	堺市 健康福祉局 生活福祉部 医療年金課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 電話番号:072-228-7375
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年4月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

